

取引停止措置の概要

- 1 停止措置業者名
所在地及び停止措置期間
有限会社成瀬舗設
東京都町田市高ヶ坂3-14-10
2026年3月2日～2026年3月15日(2週間)
- 2 停止措置の範囲
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要
当該業者は、令和6年7月23日、神奈川県横浜市の整地工事において、車両系建設機械であるローラーを使用して配下の労働者に当該工事の転圧作業を行わせるにあたり、転圧する敷地端部が傾斜で、その先に1.2メートルの段差があり、同ローラーの転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがあったのに、同ローラー誘導のための誘導員を配置せず、もって機械による危険を防止するため必要な措置を講じず、労働者がローラーごと転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について同社及び同社使用人は、令和7年4月10日、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反により、罰金刑に処せられた。
- 4 停止措置理由
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

〈競争参加停止措置準則別表第1〉

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内